

平成23年(行ウ)第9号 損害賠償履行請求事件

原告 吉井 博 外117名

被告 御船町長山本孝二

## 原告ら第4準備書面

平成24年1月8日

熊本地方裁判所第2民事部合議B係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 板 井 俊 介

同復代理人 弁護士 野 方 洋 助

同復代理人 弁護士 橋 本 和 隆

頭書事件につき、原告らは、以下のとおり、弁論を準備する。なお、略語等  
は従前の例による。

### 第1 本準備書面の目的

本準備書面は、御船町を代表し（地方自治法第147条）、御船町の事務  
を自らの判断と責任において誠実に管理し及び執行する責任を負う山本町  
長が（地方自治法第138条の2）、訴外会社に対して2回に分けて合計2  
億9279万3000円を支出し、結果的に御船町が2億9279万300  
0円を国に返還した行為につき、訴状「第3」における違法性の主張をさら  
に具体化するものである。

原告らは、山本町長の金銭支出行為につき、①訴外会社が本件事業遂行

のために自己資金の調達状況を確認すべき義務があったにもかかわらず、これを怠ったという自己資金調達状況の確認義務違反があり、②訴外会社が、企業として信用性を有するか否かを確認すべき義務があったにもかかわらず、これを怠ったという信用性確認義務違反があり、さらに、③事業自体が存続可能であるか否かを確認すべき義務があったにもかかわらず、これを怠ったという事業存続性の確認義務違反があったものであり、これにより、御船町は国に対して2億9279万3000円を返還せざるを得なくなったと主張するものである。

以下、これらの各義務違反について、詳述する。

## 第2 会社の自己資金調達可能性の確認義務違反

### 1 自己資金の調達がなければ本件事業自体を開始できないこと

本件で、訴外会社が御船町を通じて国からの補助金の交付を受けて行うとされていたいわゆる竹バイオマス事業は、本件交付金の根拠である「地域バイオマス利活用交付金実施要綱」「別表（第2の1の(2)関係）」の「事業メニュー欄」の「2」の事業である。そして、その場合の補助率は、原則として3分の1とされ、例外的に2分の1となるが（甲第16号証）、本件では例外的に補助率が2分の1となる場合であった。

そして、同要綱を補完する「地域バイオマス利活用交付金実施要領」「別添2（第2の2関係）事業実施に当たっての留意事項」（甲第17号証）によれば、「事業実施主体が市町村」等である場合に限り、「用地費」を助成の対象とするとができるとされている（別添2（第2の2関係）2(4)ア(オ)a）。

これを換言すれば、「民間企業」である御船竹資源開発株式会社が事業実施主体である本件においては、そもそも、国からの補助金を工場用地の取得のために使用することができない（この点は、被告においても争いがない）。

そして、工場用地が取得できなければ工場建物の建築も不可能であり、工場が存在しなければ竹を原料とした加工等の事業を実施することは不可能であることは明らかであり、だからこそ、本件においては、会社が金融機関からの融資により、用地取得のための自己資金が調達できるかが極めて重大な問題となっていたものである。

以上からして、本件においては、相当額の自己資金が調達できなければ本件事業自体を開始できなかったことは明らかである。

## 2 事業が開始できない場合には御船町が自ら補助金相当額を返還しなければならない法的地位にあること

次に、補助金適正化法第11条は、補助事業者、及び、間接補助事業者が善良なる管理者の注意義務を以て事業を遂行しなければならない旨規定し（事業遂行義務）、これを受けた同法第17条1項及び同2項は、農林水产大臣は、事業遂行義務違反がある補助事業者、及び、間接補助事業者に対して、交付決定を取り消すことができる旨を規定する。さらに、同法第18条は交付決定の取消しの後に既交付の補助金の返還について規定し、同法第19条は期限までに返還しない場合の延滞金等を規定する。

これは、国からの補助金の財源は他ならぬ国民の血税であり、その血税を効率的に使用することが本来的に要請されていることから、補助金交付の目的に合致した使途を確実に行わせるために補助事業者及び間接補助事業者に事業遂行についての善管注意義務（事業遂行義務）を課すと同時に、この事業遂行義務の履行を担保するため、事業遂行義務に違反した場合の措置として、いったんなさされた補助金交付決定を取り消すことができることとした上で、既に交付された金員に加算金等を付して返還させることを義務づけ、国民の血税を適正かつ効率的に使用することを明確に義務づけたものである。

したがって、間接事業者が、補助金の交付を受けたにもかかわらず事業

を遂行しなかった場合には、事業のために当該補助金が使用されたとはいえないこととなるため、御船町は自らの財政を用いて、国に対し、受領した補助金の全額を返還せざるを得ない法的地位にあったこともまた明らかである。

### 3 自己資金が調達できなければ補助金相当額を返還すべき地位にあったこと

山本町長は、御船町の執行責任者として、御船町に損害を与えることがないよう、御船町民の血税の使途につき誠実に事務を遂行しなければならない（地方自治法第138条の2）。このような首長の地位・職務内容に照らせば、山本町長と御船町の関係は本質的には委任関係にあり、長が委任関係に基づく善管注意義務に違反して御船町に損害を与えた場合には、山本町長が御船町に対し、損害賠償義務を負う。

そして、上記のとおり、訴外会社が本件事業遂行のために自己資金を調達できなければ事業が開始できず、また、事業が開始できなければ御船町は自ら国に対し既受領の交付金を返還すべき法的地位にあった。

そうすると、山本町長は、本件で補助金を訴外会社に支出するにあたっては、訴外会社の事業遂行が不能ないし頓挫した場合に、御船町が自らの財政から国に対して補助金を返還することを可能な限り避けるべく、訴外会社が事業を遂行可能な程度の自己資金を調達しうるか否かを慎重に確認すべき義務を負っており、それこそが本件における善管注意義務の内容となるというべきである。

### 4 具体的な自己資金調達状況確認義務違反について

#### (1) 予定された資本金すら集まらなかったことを知っていたこと

本件で訴外会社は、会社設立の段階では資本金6,600万円の出資を募って設立する予定であったが（甲第28号証2,3頁目）その後、出資額が減り、実際の設立の段階では3,310万円しか出資を募ることはでき

なかった（甲第20号証）。

このように、当初の段階で、すでに出資者が出資を取りやめるような状況であった以上、その後の自己資金の調達も容易ではないことは容易に想像がつくというべきであるから、山本町長としては、さらなる自己資金の調達可能性について、慎重に確認すべき状況にあった。

(2) 会社が自己資金を保持していなかったこと

次に、訴外会社が事業を開始するにあたり、2008（平成20）年1月に御船町に提出した事業計画書（甲第18号証）によれば、訴外会社の資金調達は「バイオマス利活用整備交付金」と「銀行借入」のみであり（甲第17号証・3. 4. 1 収支計画前提条件b）、山本町長は、この時点において、訴外会社に（少なくとも会社法上の資本金を除いて）自己資金が存在しないことを知っていた。

この点は、平成22年3月期の町議会における山本町長の答弁でも「自己資金が得られなかった」ことが本件の原因であることを認めている（甲第19号証295頁以下）。

さらに、本件につき御船町議会が地方自治法第100条1項に基づき設置されたいわゆる100条委員会は、合計27回の期日を開き、多数の資料、書面のほか証人喚問、参考人招致を重ねて最終報告書を提出している（甲第21号証）。この報告書においては、平成21年9月議会で初めて訴外会社が自己資金を調達できていなかったことが明らかにされているが（甲第21号証17頁）、平成20年11月ころから、御船町担当者の芥川係長が会社の役員である田中氏、別役氏とともに日本政策金融公庫や肥後銀行との間で折衝を重ねており（甲第21号証11頁）、当初の段階から会社が自己資金を準備できていないこと、金融公庫による融資こそが唯一の自己資金調達の可能性であったことを山本町長も当然知っていた。

しかも、日本政策金融公庫との協議に同行していた当時の御船町の担当

課長であった野口氏も、「融資が非常に難しいという感触は持っております」、「市場、製品を売るということに対してどれくらいのきちんとした確約があるのかということ、あるいは今から着手をするには、非常に総額的に20数億円ということで、金額が多すぎるのではないかということを公庫から、『なかなか厳しいですよ』という話の中であった」と議会で答弁しており（甲第19号証307頁以下）、実際に融資が実行される可能性は決して高くないということを知っていたのであるから、執行責任者である山本町長においても、当然これを知っていたというべきである。

したがって、山本町長は、会社が金融機関による融資を受けられるか否かを、極めて慎重に確認すべき義務を負っていたというべきである。

### (3) 平成21年2月10日（1度目の交付）の時点で自己資金調達可能性を確認していないこと

このように、訴外会社が自己資金をまったく用意できない状況の中、平成21年2月10日、山本町長は、訴外会社に対し、2億円を交付した。

しかし、平成20年11月ころから御船町担当者と会社役員らがともに日本政策金融公庫に融資申し込みを行った（甲第21号証11頁）、その3ヶ月後も未だ融資の確約がなされていない状況にあった以上、この時点において山本町長は、少なくとも日本政策金融公庫から「融資が実行されるか否か」を慎重かつ明確に確認すべきであった。にもかかわらず、山本町長はそのような確認を取らずに2億円を交付した。

そして、そのわずか6日後である同月16日、日本政策金融公庫から融資を拒絶されたものである。政府系金融機関である日本政策金融公庫による融資拒絶という事実は、民間の金融機関からの融資がさらに困難になる意味を持つのであるから、日本政策金融公庫による融資の有無を確認することは極めて重要な意味を持つと言うべきである。

そうすると、このような確認をせず、御船町において国に対して補助金

を返還しなければならないリスクを負ってまで、早急に会社に補助金を交付する必要性は乏しく、むしろ、日本政策金融公庫による融資確約を取るなどの確認行為を行うのが当然である。

したがって、このような確認を取らず2億円の補助金を交付した行為は自己資金調達状況確認義務に違反する違法行為である。

#### (4) 平成21年5月29日（2度目の交付）の9279万3000円の交付行為

さらに山本町長は、日本政策金融公庫からの融資拒絶の後、別の金融機関からの融資確約、あるいは、別の投資家等からの資金調達の確約が存在しない平成21年5月29日の段階で、さらに9279万3000円を会社に交付した。

この時の状況は、少なくとも、日本政策金融公庫からの融資拒絶をされていなかった同年2月10日付けて2億円を交付した時点よりも、さらに自己資金調達の可能性が乏しかったといえる。なぜなら、政府系金融機関である日本政策金融公庫による融資拒絶という事実は、民間の金融機関からの融資がさらに困難になる意味を持つからである。事実、日本政策金融公庫からの融資拒絶のわずか2日後である同月18日、肥後銀行からも融資できない旨の通知を受けているのである。

このように、1度目の交付の時点より、さらに自己資金調達の可能性が低い状況があったのであるから、2度目の支出の時点では、さらに厳格に自己資金調達の可能性を確認する義務があったにもかかわらず、山本町長はこれに反して補助金の交付したものであり、義務違反があることは明らかである。

#### (5) その後の自己資金調達可能性確認の杜撰さ

さらに、山本町長は、日本政策金融公庫及び肥後銀行からの融資拒絶後も、別途、個人あるいは団体から、訴外会社に融資があるかのような答弁

を繰り返した。結局、一円の融資も実施されなかつたが、この点についての山本町長による自己資金調達可能性の確認は杜撰と言わざるを得ない。

ア 氏からの融資について

すなわち、金融機関からの融資拒絶後に山本町長宛に提出された  
氏による平成21年3月28日付け「確約書」(甲第22号証)、及び、同年4月15日付け「確約書」(甲第23号証)には、具体的な金額の記載もなく、しかも、融資実行予定日が書面作成日の僅か2日後に設定されているものであり、にわかには信じがたい性質のものであった。

この点について、山本町長は、いわゆる100条委員会の証人喚問時に  
おいて、 氏の「資産調査はしていない」と明言しているが(甲第2  
4号証8頁目)、要するに、裏付け確認を行わずに、この2通の確約書のみに基づいて、多額の融資がなされるものと判断した旨述べているのであって、自己資金調達の可能性の確認としては極めて杜撰と言わざるを得ない。

そして、これらの2通の融資確約は平成21年5月29日の2度目の  
9279万3000円の交付前のものであるから、この融資確約を信じて  
2度目の補助金交付に至った山本町長の自己資金調達義務違反は重大である。

イ 財団法人聖徳太子会からの融資について

さらに、山本町長は、平成22年1月15日の議会において、「財団法  
人聖徳太子会」なる団体から13億円の融資がなされる旨発言した。しかし、この融資も実行されていない。

その後、それまでの経緯、及び、本件が御船町の財政を現実に脅かす  
可能性が高まったことから、栗原秀子議員(当時、以下「栗原議員」とい  
う)が「財団法人聖徳太子会」からの融資が確実なものであるか否かを調  
査するため、関係省庁に確認した結果、判明した事実関係を栗原議員のホ

ームページに掲載したところ、財団法人聖徳太子会の代表者を名乗ることで、栗原議員のホームページへの掲載内容が事実無根であるとして栗原議員を提訴した（東京地裁平成23年(ワ)第6022号）。

この訴訟において、一氏は、「御船町との関わり合いも一切ないこと」を認めた上で、山本孝二氏（山本町長）が一氏の下を訪れ、一氏の「名義を使用して13億円の融資話を御船町議会で使用したことを謝罪した」ことを認めた（甲第25号証）。なお、この訴訟は、一氏が栗原議員の議員活動としての正当性を認め、ホームページの記載内容を訂正することを条件に、請求を放棄するとの内容で和解終結している。

これらの事実からすれば、財団法人聖徳太子会からの融資の件についても、山本町長は団体の代表者への確認を取らずに自己資金調達の可能性に安易に言及しているものであり、この点も杜撰と言わざるを得ない。

この財団法人聖徳太子会に関する山本町長の発言は、2度目の補助金支出（平成21年5月29日）より後のものであるから、本件義務違反とは直接の関係はないが、自己資金調達の可能性を慎重に確認すべきところ、これを怠るという山本町長の基本的な姿勢を表すものである。

#### (6) 小括

以上のとおり、山本町長の自己資金調達状況確認義務違反は明らかであり、このような義務違反行為により、本件損害が発生したことは明らかである。

## 第2 事業実施主体の信用性確認義務違反について

### 1 企業としての信用性確認義務があること

#### (1) 自己資金調達可能性の前提であること

上記のとおり、本件では山本において、自己資金調達状況を確認すること

を怠った義務違反があることは明らかであるが、そもそも、自己資金が調達可能であるか否かは、「当該企業が、一般論として、企業としての信用性を有しているか」という点をクリアしなければ、金融機関等からの融資は実行されないことは社会通念上、当然の事理であるから、本件で山本町長は事業実施主体につき、企業としての信用性があるか否かにつき確認をすべき義務があった。

## (2) 法令も事業状況の報告義務を課していること

また、本件補助金交付の根拠法令である「地域バイオマス利活用交付金実施要綱」（甲第16号証）は、その「第7」以下において、「事業実施主体の市町村に対する事業状況報告義務」を課している。さらに、本件の場合、「運用開始後の5年間」について、毎年度、運営管理状況を地方農政局長に報告しなければならないとされている（甲第16号証、「第7」「1(6)」）。

これは、当該補助金事業が、国民の血税を財源とするものであり、また、仮に事業が頓挫した場合には補助事業者たる市町村が住民の血税を財源として、国に対する補助金返還義務を負う可能性があることから、補助金適正化法第12条が間接事業者等に対し事業遂行状況の報告義務を課す旨の規定を受け、バイオマス事業実施主体にも事業遂行状況の報告義務を課し、その結果、改善点があれば改善計画等を提出することとして、効率的な事業実施を可能とし、以て国民の血税、あるいは、住民の血税が侵害されることがないようにすることを目的とするものと考えられる。

このような法令の定めからすれば、法は、補助金対象事業が、少なくとも、5年程度は継続しうるものであることを想定しているというべきであり、そうすると、地方公共団体の血税を守るべく誠実なる事務を執行すべき責任を負う首長としては、補助金を交付する相手方である事業実施主体が、少なくとも、5年程度は事業を実施できる程度の資力、自己資金調達可能な程度の信用性など、企業としての信用性を有するものであるか否かを確認すべき義

務を負っているというべきである。

本件において、御船町の長であり執行責任者である山本町長も、補助金の適切な運用を確保し、御船町に損害を与えることがないように事業実施主体の事業遂行能力（資力、資金調達能力等）について審査・確認すべき義務を負っていたというべきである。

この点、補助金の適切な運用を確保するため、国（農林水産省農村振興局地域資源循環室）は、「地域バイオマス事業利活用交付金（ハード支援）事業実施計画の審査等におけるチェックマニュアル（案）」（甲第26号証、以下「本件チェックマニュアル」という）を作成して各地方自治体に交付し、同マニュアルに基づき事業実施計画の審査に活用することを推奨している。そして、本件マニュアルにおいては、審査すべき項目として、「事業実施主体」（同3枚目）、「事業費」（同4枚目）が挙げられ、当該事業を実施しうる企業であるかを厳正に審査することが要求されており、本件事業の審査においても、御船町は、本件チェックマニュアルに基づき審査を行っている。

しかし、以下に述べるとおり、本件事業における事業実施主体の事業遂行能力などに対する、御船町の審査は極めて不十分であり、その長であった山本町長に企業の信用性確認義務違反が認められる。

## 2 本件における当てはめ

### (1) 事業実施主体の審査に関して

本件事業の実施主体である訴外会社は、平成20年10月17日付で設立された会社である（甲第29号証）。そして、本件事業の事業実施計画書が御船町から国（九州農政局長）へ提出されたのが、設立から10日後の平成20年10月27日である（この点は、原被告間に争いはない）。

このように、訴外会社は、本件事業の直前に、まさに本件事業を行うことを唯一の目的として設立されたばかりの会社であり、従前の実績なども存在しないのであるから、その信用性判断をするに際しては、出資者ないし出

資会社等の事業遂行能力・資金調達能力等を、慎重かつ十分に検討してなされなければならない。

しかし、本件においては、御船町は本件チェックマニュアルに基づき審査を行っているものの、以下のとおり、その審査は極めて不正確・不十分な審査であった。

## (2) 本件における審査

### ア 出資者の記載自体が異なること

御船町は、九州農政局長に提出した地域バイオマス利活用交付金審査チェック表の「事業実施主体」の項目の「チェック事項」欄に、「御船町バイオマスマウン構想に掲げる竹資源の有効利活用を実現化するための事業目的会社（民間事業者）として平成20年10月17日設立された企業である（甲第29号証）。設立当初は、県内企業1社及び県外企業2社の出資により設立し、後日県外企業1社が参加予定であり、それぞれ優良企業であり、事業実施主体として信用できる企業である」と審査結果を記載し、事業実施計画書及び事業実施主体の定款を確認した旨記載している（甲第27号証、以下「本件チェック表」という）。

しかし、本件で、訴外会社の出資者は、株式会社熊電施設（600株、3,000万円）、株式会社環境資源開発（2株、10万円）、一 氏個人（60株、300万円）であり、本件チェック表の「県内企業1社及び県外企業2社が出資者である」との記載は、そもそも事実と異なる。

しかも、出資者の確認は、御船町が確認したとされる事業実施会社の定款（甲第20号証・第33条）を確認すれば、一見して容易に判明する事項であり、いかに御船町の審査が杜撰であったかを物語っている。

### イ 出資者の資力等の裏付けがないこと

次に、本件チェックマニュアルでは、「事業実施主体」の審査において、確認した書類を記載する欄において、「直近の3年分の決算書類（新たに

設立される民間事業者の場合は、出資者等)」を記載するとされている（下線部は代理人による、甲第26号証3枚目「事業実施主体」の項目の「確認した書類を記載」欄）。

これは、企業の信用性を検討するに際し、本事業のために新たに設立される業者の場合など、従前の事業実績がないためにその企業としての過去の実績に基づく判断が困難な場合には、その出資者等の信用性を検討しなければならないこととし、以て企業としての信用性を確認すべきという趣旨に基づくものと考えられる。

そして、本件の場合は、すでに述べたとおり、御船町は、訴外会社の出資者の把握自体を誤っていることから、その出資者の信用性を適正に審査していない。

また、仮に、御船町が、出資者の把握を適正に行っていたとしても出資者の信用性を適性に審査しているとは考えられない。すなわち、事業実施主体が、新たに設立させるような新しい会社の場合には、その「出資者等の信用性」を判断する必要があるところ、本件チェック表においては、出資者とされている企業3社がいずれも優良企業であり信用できるとの記載がある一方、出資会社の決算書類等の確認は全くなされていないからである（甲第27号証1頁目）。

本件チェックマニュアルにおいても、事業実施主体の信用性の審査にあって、「直近の3年分の決算書類（新たに設立される民間事業者の場合は、出資者等）」と基準を設けられており、御船町も本件チェックマニュアルに基づき審査を行ったにもかかわらず、出資者の決算書類の確認という初歩的なこともしておらず、何に基づき「優良企業であり、信用できる」と審査したのかが全く不明であり、杜撰な審査を行っていたというほかない。

#### ウ 「国費以外の資金調達」について

また、本件チェックマニュアルにおいては、「事業費」の項目の中で、「国費以外の資金調達の目処が立っているか」を確認する項目がある（甲第26号証4枚目）。

この点につき、御船町は、本件チェック表において「日本政策金融公庫資金の活用を検討している。内示後正式協議を行う予定。」「融資の事前協議に町も同行」と記載している（甲第27号証2頁目）。

しかし、上述のとおり、訴外会社は、平成20年10月17日に設立されたばかりの会社であり、資本金の額が3,310万円である一方で、本件事業は、総事業費約20億円であり、かつ、補助率2分の1の事業であるから、訴外会社は10億円の自己資金を調達する必要があったのである。このように設立されたばかりで、何ら竹バイオマス事業に関する実績も有していないと思われる会社が、10億円もの資金を調達できるかを審査するにあたっては、出資者の財務状況などの融資が受けられることを示す書類の確認をし、より慎重に審査すべきである。

本件チェックマニュアルにおいても、「財務諸表」、「通帳（写し）」、「融資に関する文書等負担能力があることを確認できる資料」の確認を要求しているところ（甲第26号証4枚目、項目「事業費」の「確認した書類を記載」欄）、御船町は、当該書類の確認義務を怠り、漫然と審査を行っている。

さらに、訴外会社は、当初は、6,600万円の出資金により設立予定であったが、その約半分の3,310万円しか出資金が集まっていない（甲第28号証、第13回100条委員会会議録2,3頁目）。

そして、御船町は、上記のとおり、訴外会社の融資の事前協議にも同行していたのであるから、資本金が当初の計画の半分程度しか集まらなかつたことも当然知っていたはずである。とすれば、そのような実績もなく、資本金さえも計画どおり集まらない訴外会社が、10億円もの融資を受け

ることが、少なくとも容易なことではないことは明白であるから、自己資金調達の可否の審査にあたり、本件チェックマニュアル（甲第26号証）が要求するように、「融資に関する文書等負担能力があることを確認できる資料」などを確保し、事業実施主体及び事業費の審査を極めて慎重にすべきであった。

にもかかわらず、すでに述べたとおり、御船町は、必要書類の確認を怠り、漫然と審査を行っており、山本町長に著しい企業の信用性確認義務違反が認められる。

### 3 事業実施主体の事業遂行能力

すでに述べた通り、訴外会社は、本件事業に際し、新たに設立された株式会社であり訴外会社には事業実績がない。

また、訴外会社は、当初は、6,600万円の出資金により設立予定であったが、その約半分の3,310万円しか出資金が集まっていない。

さらに、訴外会社の定款（甲第20号証、第3条）によれば、本店所在地は「熊本県上益城郡御船町大字辺田見1888番地10」と記載されているが、同地は、本件事業の工場の建設「予定」地であって、この時点では訴外会社は同土地の取得もしておらず、何ら権限のない土地を本店の所在地と記載しているものである。

なお、訴外会社の登記簿上、本店所在地は、「熊本市小峯二丁目6番64号」とされているが（甲第29号証）、同所は、出資者の一人である株式会社熊電施設の事務所所在地であり（甲第20号証、第33条）、訴外会社の専属の事務所もなく専属従業員も存在しない。

そして、その他の出資者である株式会社環境資源開発も、平成20年9月25日に設立されたばかりの会社である（甲第30号証）。

このような状態の訴外会社が、総額で20億円もの事業を行い、自己資金のほぼ全てを融資に頼る計画であったのであるから、社会的信用性が高いと

は到底いえない訴外会社が融資を断られ、事業が行き詰まる可能性があることは容易に想定できた。

とすれば、山本町長は、本件事業が、社会的信用性が高いとは到底言えない訴外会社が自己資金のほぼすべてを融資に頼る計画だったのであるから、企業の信用性について当初の審査からより慎重を期すことは当然のことであるし、自己資金調達についても事業遂行の重要な要素である「融資に関する文書」などの融資確認を確認すべき義務があった。

にもかかわらず、山本町長は、訴外会社に対するかかる慎重な審査も行わず、融資の確認も確認しないまま漫然と補助金を訴外会社に交付した。

#### 4 小括

このように、山本町長は、事業計画審査当初から「事業実施主体」及び「事業費」すなわち、国費以外の自己資金の調達に関する審査を怠り、その後も自己資金調達ができない訴外会社に対して、漫然と補助金の交付を行った重大な善管注意義務違反がある。

### 第4 事業存続可能性の確認義務違反

#### 1 事業の存続可能性の確認義務があること

さらに、訴外会社が遂行する事業自体が、そもそも存続不可能なものであれば、事業を維持することはできず、遅かれ速かれ事業は頓挫し、御船町は国に対し既受領の交付金を返還すべきことになる。

したがって、山本町長は、このような事態をできるかぎり避けるために事業自体が存続可能なものであるか否かについて慎重に確認すべき事業存続可能性の確認義務があるというべきである。

この点についても、御船町は、本件チェックマニュアル（甲第26号証）に基づき審査を行い、その結果を本件チェック表（甲第27号証）に記載している。

しかし、以下で述べるとおり、事業存続可能性についての御船町の審査は極めて不十分であり、山本町長には著しい注意義務違反がある。

## 2 具体的な事業存続可能性確認義務違反について

### (1) 用地取得状況について確認を怠っていたこと

上記のとおり、バイオマス事業を行うには、工場用地は欠かすことが出来ないものであり、本件チェックマニュアルにおいても「施設計画」のチェック事項として、①「施設規模決定経緯を設計報告書等より記載確認」のほか、②「施設用地の確保はなされているか確認」すべきことが求められており、その確認に用いた書類（確認書、議事録等）を記載することになっている（甲第26号証4枚目）。特に、本事業においては、「第2」で指摘したとおり、用地取得は補助金助成の対象外であり、訴外会社が自らの資金で工場用地を取得しなければならないから、御船町は用地取得の進捗状況について、より慎重に確認することが求められていた。

しかし、御船町は、本件チェック表において、①施設規模については触れているが、②用地取得の進捗状況について何ら記載しておらず、当然、確認した書類も記載されていない（甲第27号証2枚目）。そのため、この事項について御船町が、用地の確保につき、どのような資料に基づき、どのような審査を行ったのかが一切不明であり、このような重要事項につき記載がないこと自体、御船町の審査が杜撰であったことを端的に示すものである。

### (2) バイオマスの原料となる竹の調達について確認を怠っていたこと

本事業開始に先立つ平成20年9月、会計検査院の平成19年度決算検査報告（甲第31号証）の中で、地域バイオマス利活用交付金に係る施設整備事業について、利用率が50%を切っている施設が31施設中11施設も存在するなど、利用率が低調であるという問題が生じていることが指摘され、その原因として、バイオマス資源の受入量が十分に確保できてい

いなかった事が挙げられている。なお、本件チェックマニュアル（甲第26号証）は、この会計検査院の決算報告を受けて作成されたものであり、「事業の持続性」の項目において審査の観点として「原料調達が持続的に行われる見込みがあるか」という点が挙げられている（甲第26号証5枚目）。

本件チェック表によれば、町内の竹林の面積は763haとされているが（甲第27号証3枚目）、これは本件事業計画書の記載に従っただけであり（甲第18号証15頁目・2. 6. 4）、御船町として独自の調査はなされておらず、御船町野口課長は、平成20年7月臨時議会において、「今回、竹に関しましては、統計上、700(ha)から800(ha)の面積が御船町に存在することになっておりますが、全くそれ以上の調査というのは全体的にやったことは過去ありません」と述べ（甲第21号証7頁目）、別の職員も、「約800haの竹林があると言われているが、きちんとした数字ではない。バイオマスマウン構想をつくるときも県が所有する中山間地域の航空写真から引き出しているが確たるものがない。本当にどれだけ竹林面積があるのか確定できないのが現状だ。」（甲第21号証8頁）と述べているに過ぎない。

このように竹林面積について正確に把握していないのであるから、「約450haが搬出可能である」という本件チェック表の記載（甲第27号証）も信用性に乏しい。この点については、融資を依頼した金融機関からも、竹の調達に関して「原料調達が必ずできるのか」（甲第21号証12頁）という厳しい指摘を受けていることからも明らかである。

したがって、御船町の竹の調達についての審査も不十分なものであった。

### (3) バイオマス事業の成果物の販路の確認を怠っていたこと

次に、仮にバイオマス事業を開始しても、その成果物の販売が進まなけ

れば事業を持続させることはできないため、事前に成果物の販路の調査をする必要がある。

本件チェックマニュアルにおいても「事業の持続性」の項目で審査の観点として「成果物販売が持続的に行われる見込みがあるか」、「成果物の販売先等が確保されているか」という「審査の観点」が挙げられており、この観点から審査することが求められていた（甲第26号証5枚目）。

この点について、本件チェック表によれば、成果物の販売先として突き板については建材メーカー・住宅メーカー・家具メーカー、竹綿については提携予定事業者、竹粉末については提携予定業者が予定されている。さらに、建材としての需要について本件チェック表チェック事項欄では、「近年の海外材の供給量が制限・減少してきていることからも木材に代わるものとして注目を集めしており、販売に於いて持続性が期待できる。」とし、竹綿については「竹綿については、オムツ、ペットシート、マスクなどの材料としてすでに引き合いがきている。」としている（甲第27号証3枚目）。

しかし、上記販売先とされる業者について契約書や覚書といった書面による裏付けはなく、販売品の需要等について町独自の市場調査等も行われていない。融資を依頼した金融機関からも「販路について建材は現在の経済状況、建築事情から事業計画書のとおり販売できるか難しい」（甲第21号証12頁）、「竹綿という新しい素材を使用した製品が消費者に受け入れられるか見えない」（同頁）とされ、「事業規模に見合う販路があるのか」（同頁）という厳しい指摘を受けている。

このことから、御船町は、会社の事業計画書を鵜呑みにしただけであり、独自の調査による裏付け等を怠ったことは明らかである。

### 3 小括

このように、事業の存続に不可欠な施設用地取得状況、原料の調達、成

果物の販路について漫然と審査しただけで補助金を交付した行為は、事業存続可能性確認義務に違反する違法な行為である。

## 第5 その他

原告らは、その他の点についても、被告の主張を受け、適宜反論・立証を行う予定である。

以上

